

## ●香川県告示第296号

香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）第3条の規定に基づき、平成28年県民健康・栄養調査を次のとおり実施する。

平成28年9月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 1 調査の名称及び目的

#### (1) 名称

平成28年県民健康・栄養調査

#### (2) 目的

健やか香川21ヘルスプラン（香川県健康増進計画）及びかがわ食育アクションプラン（香川県食育推進計画）に設定した目標の達成状況の確認等を行うとともに、健康政策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査対象の範囲

#### (1) 地域的範囲

県内全域

#### (2) 属性的範囲

平成28年国民生活基礎調査により設定された調査単位区を参考に、二次保健医療圏を考慮し抽出した1地区及び平成28年国民健康・栄養調査の調査区に指定された10地区の合計11地区に所在する全世帯並びに当該世帯の世帯員のうち1歳以上の世帯員

### 3 報告を求める事項及びその基準となる期日

#### (1) 報告を求める事項

身体状況、栄養摂取状況、生活習慣（食生活・食習慣、運動、歯の健康、こころの健康、たばこ、飲酒及び生活習慣病）及び歯科疾患の状況

#### (2) 基準となる期日

平成28年10月上旬から同年11月下旬までの間の調査実施日現在

### 4 報告を求める者

#### (1) 数

約750世帯 約2,000人

#### (2) 選定の方法

平成28年国民健康・栄養調査により指定された10地区のほか、二次保健医療圏の中で平成28年国民健康・栄養調査で指定されていない地域から、過去の指定状況等を考慮して世帯数・世帯員数の多い地区1地区を抽出する。

### 5 報告を求めるために用いる方法

身体状況及び歯科疾患の状況にあつては集合調査を実施し、栄養摂取状況及び生活習慣にあつては調査員が調査票を配布し、回収する。調査票の記入は、報告者又は調査員が行う。

### 6 報告を求める期間

平成28年10月上旬から同年11月下旬まで